

# 岐阜県公報

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十九年七月二十四日

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般  
各現地機関

### 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三農村振興課の表四の項中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第四条」を「第四条第一項」に、「農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更」を「基本計画の策定」に改め、同欄に次の一号を加える。

- 2 法第四条第五項の規定による基本計画の変更
- 附則

この訓令は、平成二十九年七月二十四日から施行する。

平成二十九年七月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社